Ⅳ 附属機関の会議公開制度の実施状況

１　附属機関の設置数及び公開・非公開とする附属機関の状況

千葉市情報公開条例第２５条の規定により、審議会や協議会などの附属機関の会議は、原則として公開で開催しています。

平成３０年度における附属機関の設置数は２１４機関（部会等を含む。）であり、このうち、公開とする附属機関は１５０機関、非公開とする附属機関（原則非公開の決定を行った附属機関）は５９機関、公開・非公開の決定を行っていない附属機関は５機関です。

実施機関別の附属機関の設置数及び公開・非公開の状況は、**【表 16】**のとおりです。

【表 16】　実施機関別の附属機関の設置数及び公開・非公開の状況

（単位：機関）

実施機関		附属機関の設置数	公開とする附属機関	非公開とする附属機関	公開・非公開の決定を行っていない附属機関
市長		１７６	１１８	５３	5
	総務局	１８	9	7	2
	総合政策局	9	8	1	0
	財政局	6	4	2	0
	市民局	２０	１７	2	1
	保健福祉局	４３	２６	１６	1
	こども未来局	7	4	3	0
	環境局	１７	１４	3	0
	経済農政局	１３	１２	0	1
	都市局	２１	１５	6	0
	建設局	3	2	1	0
	中央区	3	1	2	0
	花見川区	3	1	2	0
	稲毛区	3	1	2	0
	若葉区	3	1	2	0
	緑区	3	1	2	0
	美浜区	3	1	2	0
	水道局	1	1	0	0
消防長		8	8	0	0
教育委員会		２６	２０	6	0
病院事業管理者		4	4	0	0
計		２１４	１５０	５９	5

２　非公開とする附属機関の非公開理由別の状況

附属機関の設置目的等から判断して、恒常的に、会議を非公開とする理由があり公開することが適当でないと認められる場合は、千葉市附属機関の会議の公開に関する要綱第２の３に基づき、原則非公開の決定を行います。

この原則非公開の決定を行った附属機関（非公開とする附属機関）は、５９機関ありますが、その非公開理由別の状況は、**【表 17】**のとおりです。

【表 17】　非公開とする附属機関の非公開理由別の状況

原則非公開とした理由		機関（%）
ア　法令や条例の規定により、会議を公開することができないと認められるとき。		３（ 2.8）
イ　不開示情報（条例第７条）が含まれる事項を審議するとき。		１０４（96.3）
	１号（法令秘情報）	３（ 2.8）
	２号（個人情報）	５２（48.1）
	３号（法人等情報）	１０（ 9.3）
	４号（公共安全維持情報）	３（ 2.8）
	５号（審議・検討・協議情報）	３１（28.7）
	６号（事務事業執行情報）	５（ 4.6）
ウ　その他会議を公開することで、公正・円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるとき。		１（ 0.9）
合　　計		１０８（ 100）

【備考】　１つの附属機関で複数の非公開理由が存在する場合があるため、合計の数は、非公開とする附属機関の数（５９機関）と一致しません。

３　開催された会議の公開・非公開の状況

平成３０年度において、公開とする附属機関（１５０機関）のうち、会議を開催した附属機関の数は１０１機関（延べ開催数１８０回）であり、また、非公開とする附属機関（５９機関）のうち、会議を開催した附属機関の数は４８機関（延べ開催数１，３４５回）です。

開催した会議（延べ開催数１，５２５回）のうち、全部公開は１４２回、一部公開は３４回、非公開は１，３４９回です（内訳は、**【表 18】**のとおり）。

【表 18】　開催された会議の公開・非公開の状況（平成３０年度）

実施機関	総設置機関数（機関）	総開催機関数（機関）	総開催数（回）	公開とする附属機関						非公開とする附属機関						未決定
				設置数（機関）	開催機関数（機関）	全部公開（回）	一部公開（回）	非公開（回）	小計（回）	設置数（機関）	開催機関数（機関）	全部公開（回）	一部公開（回）	非公開（回）	小計（回）	設置数（機関）
市長	176	118	1443	118	76	96	27	5	128	53	42	0	3	1312	1315	5
総務局	18	8	21	9	4	5	0	0	5	7	4	0	3	13	16	2
総合政策局	9	3	7	8	2	4	0	0	4	1	1	0	0	3	3	0
財政局	6	6	20	4	4	9	0	0	9	2	2	0	0	11	11	0
市民局	20	10	18	17	8	11	4	0	15	2	2	0	0	3	3	1
保健福祉局	43	31	141	26	20	22	6	0	28	16	11	0	0	113	113	1
こども未来局	7	7	18	4	4	6	0	0	6	3	3	0	0	12	12	0
環境局	17	7	29	14	5	7	0	0	7	3	2	0	0	22	22	0
経済農政局	13	9	16	12	9	10	2	4	16	0	0	0	0	0	0	1
都市局	21	15	41	15	11	17	9	1	27	6	4	0	0	14	14	0
建設局	3	3	7	2	2	4	0	0	4	1	1	0	0	3	3	0
中央区	3	3	243	1	1	0	1	0	1	2	2	0	0	242	242	0
花見川区	3	3	223	1	1	0	1	0	1	2	2	0	0	222	222	0
稲毛区	3	3	177	1	1	0	1	0	1	2	2	0	0	176	176	0
若葉区	3	3	200	1	1	0	1	0	1	2	2	0	0	199	199	0
緑区	3	3	133	1	1	0	1	0	1	2	2	0	0	132	132	0
美浜区	3	3	148	1	1	0	1	0	1	2	2	0	0	147	147	0
水道局	1	1	1	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
消防長	8	1	2	8	1	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	26	26	73	20	20	37	4	2	43	6	6	0	0	30	30	0
病院事業管理者	4	4	7	4	4	7	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0
計	214	149	1525	150	101	142	31	7	180	59	48	0	3	1342	1345	5

（1）公開とする附属機関であっても、個々の会議において非公開とすべき理由があるため、一部を非公開とした会議の数は３１回、全部を非公開とした会議の数は７回です。

その非公開理由別の状況は、**【表 19】**のとおりです。

【表 19】　公開とする附属機関の会議で、一部又は全部を非公開とした会議の非公開理由別の状況

非　公　開　理　由		会議（%）
ア　法令や条例の規定により、会議を公開することができないと認められるとき。		０（　0.0）
イ　不開示情報（条例第７条）が含まれる事項を審議するとき。		４２（100.0）
	１号（法令秘情報）	０（　0.0）
	２号（個人情報）	１８（ 42.8）
	３号（法人等情報）	１０（ 23.8）
	４号（公共安全維持情報）	０（　0.0）
	５号（審議・検討・協議情報）	１２（ 28.6）
	６号（事務事業執行情報）	２（　4.8）
ウ　その他会議を公開することで、公正・円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるとき。		０（　0.0）
合　　計		４２（100.0）

【備考】 １つの附属機関で複数の非公開理由が存在する場合があるため、合計の数は、一部又は全部を非公開とした附属機関の会議の数（３８回）と一致しません。

（2）非公開とする附属機関であっても、個々の会議において非公開とする理由がない場合は、当該会議の全部又は一部を公開しています。平成３０年度においては、公開とした会議が０回、一部公開とした会議が３回ありました。

4　傍聴者の状況

平成３０年度において、公開とする附属機関が全部又は一部を公開した会議（延べ１７３回）のうち、傍聴者がいた会議の数は９０回（５２．０％）です。

傍聴者数が多かったものは、次のとおりです。

・第２回千葉市病院事業のあり方検討委員会（２３人）
・平成３０年度第２回千葉市学校教育審議会（１８人）
・平成３０年度第６回千葉市建築審査会（１２人）
・平成３０年度第７回千葉市建築審査会（１２人）
・第１回千葉市病院事業のあり方検討委員会（１２人）